

平成21年2月6日

天草市長 安田公寛様

天草市市民憲章等審議会  
会長 荒木昭次郎

## 答 申 書

平成20年5月23日付け天企第93号で諮問のあった事項に関して慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

なお、市民憲章、市のシンボル及び市民と行政の協働指針の市民に対する周知・活用につきましては、別紙のとおり意見を付帯しますので貴職におかれましては庁内でよく検討し、着実に取り組んでいくこと。

## 記

### 1. 市民憲章

わたしたちは、将来にわたって夢と希望に満ちあふれた天草市となることを願い、ここに天草市市民憲章を定めます。

- 1 感謝の心を持ち、豊かな「しぜん」を守ります
- 1 ふるさとを愛し、誇れる「ひと」を育てます
- 1 恵まれた風土を活かし、「ものづくり」に励みます
- 1 伝統と文化を学び、安らぎのある「まち」を創ります
- 1 世代の調和を大切に、健やかな「和」を広げます

### 2. 市のシンボル

- 市の花 はまぼう
- 市の木 あこうの木
- 市の鳥 かもめ
- 市の魚 鯛
- 市のたから イルカ、ハイヤ

### 3. 市民と行政の協働指針

別冊「市民と行政の協働指針（案）」のとおり

〈付帯意見〉

1. 答申後は速やかに市民憲章、市のシンボル、市民と行政の協働指針を制定し、積極的にそして継続的に市民に周知をすること。
2. 現行及び今後策定される「総合計画」等の各種計画について、でき得る限り市民憲章の内容に鑑みて検討し、その結果を具体的な行政施策へ反映させるよう努めること。
3. 市のシンボルについては、選定にあたっては市民の意見ということでの応募数とシンボルとしての原理・原則を定めその原理・原則に基づき選定を行った。特に市の木では「あこう」と「かし」が、市の鳥については「カモメ」と「めじろ」とが拮抗したが、最終的には原理・原則の「天草という地域の特性を表しているか」、「古くから現在も存在し将来へ残していく必要があるか」という2点に重点を置き選定した。今回シンボルに選定にならなかったものも、市民の意見として尊重し、シンボルに準じた活用を行い、今後も守り育てていくこと。
4. 市のシンボルは市民に親しまれ、市民の一体感を醸成するためのツールとして活用すること。
5. 市民憲章で目指すべきまちの実現や協働によるまちづくりを推進するためには、行政内部で推進していくための部署を明確にするとともに、行政だけでなく市民を構成員とした組織を設置し、継続して推進していくこと。
6. 市民と行政の協働指針はあくまでも、これから進めるべき方向を示したもので、具体的に誰がどのようにして推進していくのか実効性のある「市民と行政の協働実行計画(仮称)」を作成し、協働によるまちづくりを推進すること。